

第9回新城南部企業団地産廃対策会議 次第

平成27年4月30日（木）19:30～
富岡ふるさと会館 1階 集会室

1. 報告及び協議事項

(1) タナカ興業に係る産廃事業者としての欠格事項について

(2) 今後の予定について

産業廃棄物を

適正に

処理しましょう



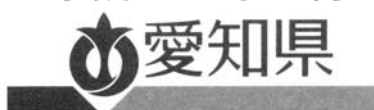
ごみ減量推進
シンボルマーク

2014年11月10日~13日
ESD ユネスコ世界会議開催

パンフレットの内容

第1 廃棄物の種類等	第3 処理業の許可等
1 廃棄物とは..... 1	1 処理業の許可.....18
2 廃棄物の分類..... 1	2 処理業者の責務.....20
3 産業廃棄物の種類..... 2	3 処理業者が備え付けるべき帳簿.....21
4 特別管理産業廃棄物の種類..... 3	第4 産業廃棄物処理施設の設置等
第2 事業者の責務等	1 許可の必要な施設.....22
1 法律の定める事業者の責務..... 4	2 設置又は変更手続き.....23
2 条例の定める事業者の責務..... 6	3 承継手続き.....24
3 産業廃棄物の処理基準等..... 7	4 施設の維持管理.....25
4 産業廃棄物の委託基準等.....12	5 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者に 係る認定.....26
5 委託契約の手順.....13	第5 その他の制度等.....26
6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度.....13	お知らせ.....26
7 事業者が備え付けるべき帳簿.....17	

平成26年4月



処理業者

事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するかどうかは、次の書類により審査します。

- 1 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 2 直前3年の決算期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書及びその添付書類の写し、納税証明書等
- 3 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類
- 4 収支計画書に基づき中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書

※ ただし、4については提出が不要な場合（①直前3年の決算期の経常利益金額等（経常利益＋減価償却費、以下同じ）の平均値がプラスであること、②直前の決算期において経常利益金額等が計上されていること、③直前の決算期において自己資本比率が1割以上であること、の全てを満たしている場合など）があります。

イ 申請者が次の項目（欠格条項）に該当する場合は、許可を取得することはできません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法に規定する傷害罪、傷害現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合・結集罪、脅迫罪、背任罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 一般廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理業の許可、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）。ただし、廃棄物処理法上の悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合に限る。
- 5 一般廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理業の許可、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可の取消しの処分に係る行政手続法による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物処理業若しくは産業廃棄物処理業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法による廃業等の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 6 5の規定期間内に一般廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理業の許可若しくは特別管理産業廃棄物処理業の許可の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法による廃業等の届出があった場合において、5の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8までのいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
- 12 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 6の政令で定める使用人とは、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）、②①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く施設の代表者であるものをいいます。

許可基準は、本県ホームページ（<http://www.som.pref.aichi.jp/gyoute/h000.php3>）参照